

香川県立保健医療大学大学院再入学規程

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条の規定に基づき、香川県立保健医療大学大学院（以下「本学大学院」という。）への再入学に関し必要な事項を定める。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学の基準)

第3条 本学大学院の第1年次以上を修了した者は、原則として、次の年次に再入学する。

(出願書類)

第4条 本学大学院に再入学を志願する者が大学院学則第20条において準用する香川県立保健医療大学学則第9条の規定により提出する書類は、再入学願書及び次に掲げる書類とする。

- (1) 履歴書
- (2) その他学長が必要と認めるもの

(既修得単位の取扱い)

第5条 再入学を許可された者が既に本学大学院において修得した単位については、再入学が退学又は除籍後3年未満の場合にあっては全部を認定し、その他の場合にあっては学長が研究科長の意見を聴き、研究科委員会の議を経て、認定する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本学大学院への再入学に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。